

滝川市合同墓のご案内



少子高齢社会や核家族化の影響から
お墓の建立や維持管理、継承が困難な方のため、
滝川市では、血縁を超え複数の方々の焼骨と一緒に埋蔵する
「合同墓」を設置しました。

滝川市役所 くらし支援課環境衛生係

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号 ☎ 0125-28-8013 (直通)

◆ 滝川市合同墓の概要

所在地 滝川市北滝の川|2026番地1 滝の川墓地（つつじ園）内
収容対数 3,000体

◆ 使用条件 いずれかの条件を満たしている方が合同墓の使用者となります。

- いずれかの条件を満たしている方が使用できます。
 - ①申請者が、滝川市に住所を有している方で、親族の焼骨を管理されている方。
 - ②申請者が、滝川市外に住所を有している方で、滝川市に住んでいたことがある親族の焼骨を管理されている方。
 - ③滝川市の一般墓地を使用している方で、焼骨の全てを合同墓へ改葬し、お墓を解体し、使用している一般墓地の区画を返還する方。
- 生前予約はできません。

◆ 使用料

- 焼骨1体につき26,000円
- 上記の使用料は申請の際の1回のみで、その後の支払いはありません。
- 納付後は、使用の取消しや埋蔵（納骨）の取り止めなどいかなる理由があっても、使用料の還付はできませんので、予めご理解ください。

◆ 申請の手続き 受付/令和3年8月開始 埋蔵(納骨)/令和3年9月開始

- 受付時間/午前9時から午後5時まで（年末年始、祝日など閉庁日を除く）
- 申請場所/滝川市役所3階 暮らし支援課環境衛生係
- 申請に必要なもの
 - ・合同墓使用許可申請書
 - ・印鑑
 - ・申請者の住民票（本籍の記載があるもの）
 - ・焼骨を証明する書類（火葬許可証、改葬許可証など）
 - ・その他必要に応じて書類を提出していただきます。
- 使用許可を受けた後、焼骨の埋蔵（納骨）までに変更があった場合は、すみやかに変更の申請をし、許可証の再交付を受けてください。
- 使用の許可を受けた後に、合同墓の使用を中止する場合は、合同墓取りやめ届出書を提出してください（使用料の還付はできません）。

◆ 埋蔵（納骨）について

- 埋蔵（納骨）は、積雪のない5月から11月までの毎週金曜日に行います。
- 埋蔵（納骨）の際には、合同墓使用許可証を係員へ提出してください。許可証がない（忘れた）場合は埋蔵できませんので必ずご持参ください。
- 埋蔵（納骨）できる焼骨は、使用の許可を受けた焼骨に限ります。なお、焼骨以外の副葬品等は埋蔵できません。
- 埋蔵（納骨）は申請者またはご親族の方に行っていただきます。
- 骨箱や骨壺は、埋蔵（納骨）後、必ずお持ち帰りください。

◆ 合同墓利用にあたっての注意事項

- 積雪時の除雪は行っておりませんのでご了承ください。
- 市では、宗教的な儀式や供養は行いません。僧侶等による読経などの宗教的儀式は、周りにご配慮のうえ行ってください。また、供物や献花は、必ずお持ち帰りください。
- 墓誌は設置していません。
- 下記のいずれかに該当したときは合同墓の使用許可を取り消す場合があります。
 - ①使用許可を受けた焼骨を埋蔵（納骨）する前に合同墓の使用者が死亡し、かつ承継者がいないとき。
 - ②使用許可を受けた日から1年を経過しても焼骨を埋蔵（納骨）していないとき。
 - ③偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
 - ④滝川市墓地管理使用条例または規則に違反したとき。

合同墓に埋蔵（納骨）した焼骨は合葬するため、一度納めた焼骨をあとから取り出すことはできません。

ご親族と十分のお話し合いのうえ、合同墓の利用をご検討ください。



◆ 合同墓利用の流れ

ご相談・
お問い合わせ

合同墓の使用に関して相談や問合せについては随時受付しておりますので、お気軽にお問い合わせください。
(閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)

申請

合同墓使用許可申請書に必要事項を記載し捺印し、その他必要な書類を添えて提出してください。
申請時に埋蔵（納骨）の希望日時を伺います。

書類審査

提出された書類の審査を行います。書類に不備などがあった場合は、ご連絡いたします。審査には20日間程度かかります。審査が完了しましたら使用料の納付書を郵送にて送付します。

使用料
の納付

期日までに使用料を納付してください。期日までに納付されない場合や納付の確認ができない場合は、使用を取り消す場合があります。

許可証
の交付

納付の確認ができましたら、合同墓の使用許可証を郵送にて送付いたします。その際に、埋蔵（納骨）日時の最終確認と決定をします。

埋 蔵
(納 骨)

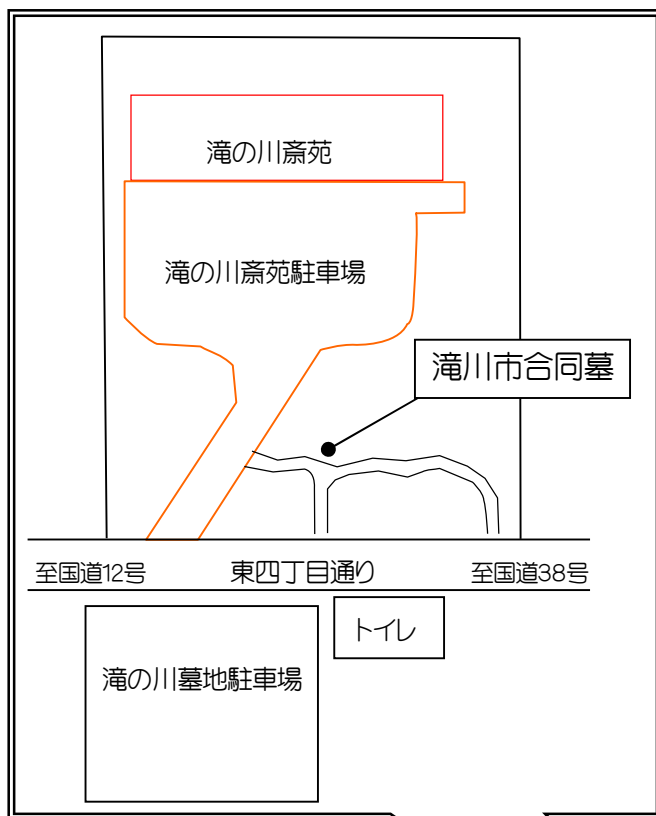
埋蔵（納骨）の日時に、許可証と許可証に記載された焼骨をご持参のうえ、直接合同墓までお越しください。合同墓使用許可証は、現地係員へお渡しください。確認後にご自身で埋蔵していただきます。台風等により災害発生のおそれがある場合は、埋蔵（納骨）を中止する場合があります。

【お気軽にお問い合わせください】

滝川市役所 3階⑤番窓口 暮らし支援課環境衛生係

 **0125-28-8013** (直通)

◆ 合同墓案内図

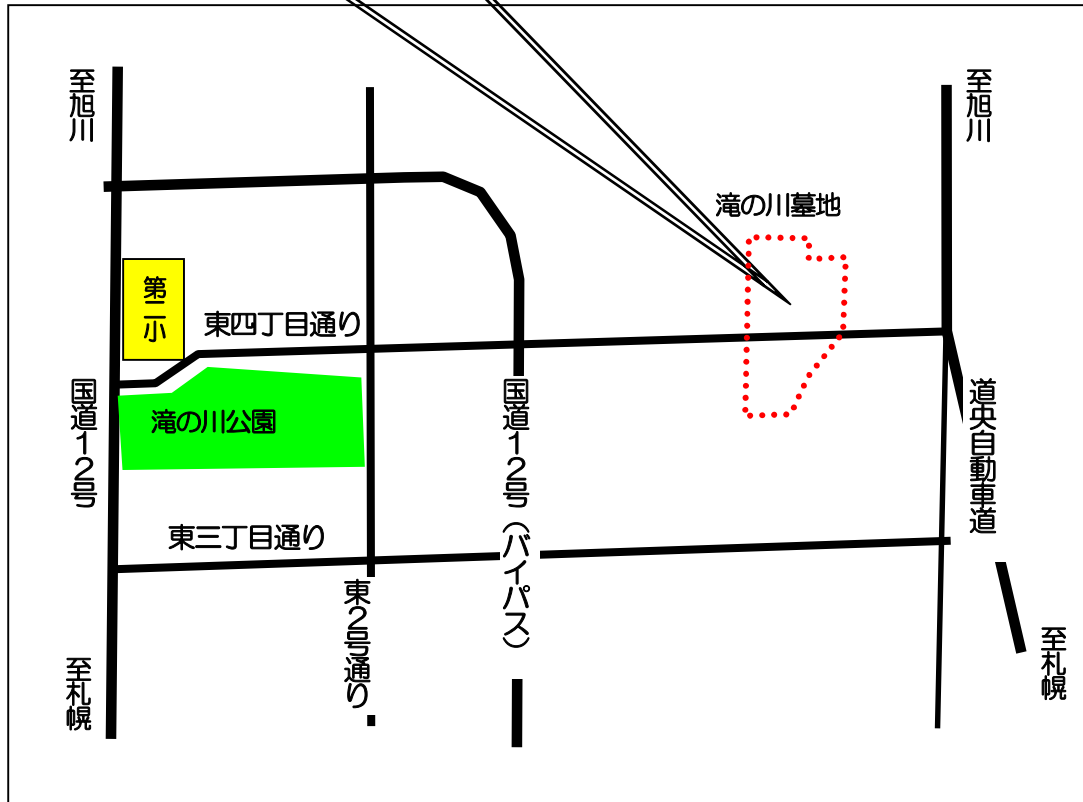


◎ J R滝川駅より約6 km 車で約13分

◎ 滝川インターチェンジより約2.8 km
車で約5分

◎ 最寄りの公共交通機関はありません。

◎ 車は「滝の川墓地駐車場」をご利用ください。



滝川市北滝の川2026番地1 滝の川墓地（つつじ園）内